

介護保険関係サービス事業所 御中

総社市保健福祉部長寿介護課

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休業する  
場合における月額包括報酬の日割り請求について

このことについて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休業する場合における月額包括報酬の日割り請求の考え方について、下記のとおり整理しますので、御確認のうえ、請求等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、下記に示すものは、現時点での総社市の考え方を示すものであり、国、岡山県等からの通知により、変更となる場合があることを申し添えます。

記

1 休業のため計画した利用回数等のサービスが提供できなかった場合

休業のため、利用者に対して適切な利用回数等のサービス提供ができなかった場合には、当該利用者については、月の総日数から休業期間（定期休業日を含む）を差し引いた日数分について請求する。

例) 休業期間 4/11(土)～4/15(水)(5日間)

4月	10	11	12	13	14	15	16	17	18
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土
休業期間									
サービス提供予定(日)	○				⊖		○		

(月の総日数) (休業期間) (日割として算定する日数)

$$30日 - (5日) = \underline{\underline{25日}}$$

2 休業期間があるが、休業等の影響を受けなかった場合

休業等の影響を受けず適切な利用回数等のサービスを提供された利用者については、日割り計算を行わない。

例) 休業期間 4/11(土)～4/13(月)(3日間)

4月	10	11	12	13	14	15	16	17	18
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土
休業期間									
サービス提供予定(日)	○				○		○		

### 3 その他

事業所はサービス提供できる体制にあったが、利用者都合によりキャンセルとなった場合は、通常どおり月額請求ができる。

総社市 保健福祉部

長寿介護課 介護保険係

719-1192 総社市中央一丁目1番1号

TEL 0866-92-8369 FAX 0866-92-8385

E-mail [choju@city.soja.okayama.jp](mailto:choju@city.soja.okayama.jp)